

それでは次の質問に移ります。建築行政についてです。

新居浜市は、特定行政庁として建築主事を配置し、建築行政を実施しております。当初、特定行政庁に置かれた建築主事の下、建築事務は国の機関委任事務として位置づけられていましたが、2000年以降の地方分権一括法の施行により、建築事務は自治体の自治事務としてみなされています。新居浜市においても建築主事の下、責任を持って必要な規制を行い、市民の暮らしやまちづくりに寄与できると考えています。

特定行政庁として、まちづくりを阻害する違反建築物に対する行政指導は重要であり、限られた体制の中で、違反建築物対策や景観行政の充実強化が求められています。

このような状況において、特定行政庁及び建築主事は、市民や自治体、ひいては社会に対して重要な責任を担っています。建築主事は自治体職員として10年、20年の視点から成果を見据え、町のために建築行政に意欲的に取り組むことが求められます。政策的にも、自治体がそのような人材の活躍を必要とすることを認識すべきです。

また、市民の声を反映することが建築職員の存在意義を示し、そのような人材が活躍できる体制の構築が望まれています。

全国的に、自治体における技術職員の人材確保と育成が課題となっている中で、建築行政でも担い手の確保に苦慮している状況があります。特に、建築主事は一級建築士の資格を有し、さらに、建築基準適合判定資格を持つ者であるため、確保は一層困難を伴います。愛媛大学では、人材育成に向けた取組が始まっております。建築行政における自治体の役割として、自分たちの町の未来像が、都市計画法や建築基準法などで規制されているにもかかわらず、その内容が分かりづらいという現状があります。建築が現れて初めて、町にとって望ましくないという疑問が浮かぶことが多いため、ここにおいて自治体の重要性が増すと感じています。

そこでお伺いします。人材の確保は、自治体において極めて重要であり、自治体間競争という概念が定着して久しいですが、各自治体における処遇面についても考慮されているようです。現状の建築主事に関する処遇面についてお聞かせください。また、建築主事として重責を担う中で、人材確保や処遇改善についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。赤尾副市長。

○副市長（赤尾禎司）（登壇） 建築行政についてお答えいたします。

まず、現状の建築主事に関する処遇面についてでございます。

職員の給与に関しましては、人事院勧告準拠が原則でありますことから、特段の手当等の支給はございませんが、公費による損害賠償責任保険加入、一級建築士資格取得のための講座受講費の一部助成など、現状において可能な支援を行っております。

す。

次に、人材の確保についてでございます。

建築技術職員の募集につきましては、従来の有資格者募集から、建築士の資格を持たなくても採用後の育成による資格取得を期待し、受験資格要件を緩和したことにより、昨年度以降、成果が見られております。

今後の処遇改善につきましても、人事院が示す制度が基本とはなりますが、国や他の自治体の動向を注視しながら、職員が安心して働くことができる職場環境の充実に努めてまいります。

○議長（小野辰夫） 再質問はありませんか。合田晋一郎議員。

○10番（合田晋一郎）（登壇）
副市長からの御答弁ありがとうございます。

今回の建築主事以外にも技術系職員または専門的職員等、人材の確保、それが自治体にとっては今後の施策を進める中で大変重要になってきますので、いろいろな面での考慮をよろしくお願いいたします。

特に、建築行政については、2000年代、民間確認検査機関が建築確認、検査業務の大半を実施することになりましたので、自治体としての建築の専門性を強化する必要があり、質のよい自治体行政が関わることを期待されております。その中で、建築のまちづくり基本法、そういった取組も期待いたしますし、また建築におけるまちづくり、今、今治市が丹下健三さんの都市軸構想の中から新しいグランドデザイン、（資料を示す）こういったものも書いております。これはもともとの建築行政による都市計画が発端になっております。そういったことを考慮いただきながら、今後の活躍を期待して、質問を終えたいと思います。今日はありがとうございました。